

国民健康保険の税率を改定します

問 国保年金課国保係 ☎72-2111

国民健康保険事業は、県と市町村が共同で運営しており、市町村の医療費は県からの交付金で賄われています。市町村はこの交付金の一部を納付金として、加入者から納めていただいた国民健康保険税などにより負担しています。

令和2年度の納付金は、15億5700万9千円(前年度比1億484万円増)です。納付金の増加に伴い、「国民健康保険事業の運営に関する協議会」から税率設定に関する答申を受け、令和2年度の国民健康保険税率を次のとおり改定しました。

令和2年度の国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に発送予定です。今後も国民健康保険の安定的な運営を図っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度国民健康保険税率

※赤文字が令和2年度に改正した箇所、()内は平成31年度(令和元年度)の税率

算出方法	医療費分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳)
①所得割 (前年所得-33万円)×税率	8.1% (8.2%)	2.63%	2.4%
②均等割 加入者数1人あたり	25,500円 (25,000円)	8,400円 (8,000円)	10,000円 (8,100円)
③平等割 1世帯あたり	27,000円 (24,200円)	9,000円 (7,000円)	8,000円 (7,000円)
小 計	A (①+②+③)	B (①+②+③)	C (①+②+③)
世帯の年税額 = A + B + C (最高額96万円※法改正により変更となる場合があります)			

お願い 医療費の増大により、国民健康保険税率は上昇傾向にあります。税率の上昇を抑制するためにも、ジェネリック医薬品の利用や、特定健診受診による生活習慣病の予防などを行い、医療費の適正化へのご協力をお願いします。

第2期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました

問 経営戦略課政策推進係 ☎72-2111

市は、平成28年に策定した「小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき地方創生の取組を推進しています。第1期総合戦略が令和元年度で終了することを受け、「小郡市人口ビジョン(令和2年改訂版)」と「第2期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この戦略に基づき、活力ある地域社会の実現への取組を進めていきます。

小郡市人口ビジョン(令和2年改訂版)

市人口の現状分析、将来展望を示す「小郡市人口ビジョン(平成28年策定)」に最新の数値を反映させました。

第2期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

新たに今後5年間(令和2~6年度)の基本的方向や施策をまとめました。

※計画の全文を市ホームページ(ホーム▶市政情報▶地方創生・移住定住▶地方創生▶第2期まち・ひと・しごと総合戦略・人口ビジョン(改訂版))に掲載しています

下水道を使用できる区域が広がります

問 下水道課管理係、工務係(西別館2階) ☎72-2111

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの生活環境を快適にするだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。



■ 新たに下水道を使用できる区域 ■ 既存の下水道を使用できる区域
※詳しい地図は窓口で確認できます

排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は供用開始の日から3年以内にトイレを汲み取り式から水洗式に改造し、台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。市指定工事店の一覧表は、下水道課工務係窓口または市ホームページ(ホーム▶暮らし▶上下水道▶下水道接続▶指定工事店一覧表)でご確認ください。

私道への下水道管設置について

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排水できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。詳しくは下水道課工務係までお問い合わせください。

下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地所有者は、その工事費の一部を受益者負担として納付していただくことになります。

受益者負担金は、土地面積に1㎡当たり280円を乗じた金額です。対象の土地所有者には、5月中に申告書類を送付しますので、内容を確認のうえ、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

下水道使用料について

下水道を使用すると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めていただきます。手続方法など、詳しくは下水道課管理係までお問い合わせください。

初めて創業する人を支援します

申 問 商工・企業立地課商工観光係(南別館3階) ☎72-2111

市は経済活性化を図るため、事業を営んでいない人が、今後市内で創業する場合、その創業にかかる初期経費と事業を営むための貸室の家賃の一部を、予算の範囲内で補助します。

申請には条件がありますので、創業手続などを行う前にまずはご相談ください。

対象者 補助申請する創業事業計画について、小郡市商工会の経営指導員から経営指導を受け、福岡県信用保証協会の保証制度を利用できる業種を新規創業後に営む人のうち、以下の全てを満たす人

- (1) 次のいずれかに該当する新規創業前の人
- ア. 市内に本店を置く会社の設立を予定している人
 - イ. 個人事業主として市内に主たる事業所を置く予定で、かつ市内に住所を有する人または有する予定の人
- (2) 市税などの滞納が無い人
- (3) 同一事業について、国、県または他の補助金の交付を受けていない人

補助額

	補助率	限度額
①創業費	2分の1以内	30万円
②家賃補助	2分の1以内	1か月あたり2万円(12か月上限)

対象経費 ①創業費で補助対象となる経費

開業と法人設立に伴う司法書士・行政書士などに支払う申請書類作成経費、設備費(店舗などの工事費、備品費など)、広告宣伝費、調査費

②家賃補助で補助対象となる経費

事業を営むために賃借した事業所の借上げに必要な月額賃料

申請方法 補助金交付申請書に必要な書類を添えて、持参してください。

※申請書は、市ホームページ(ホーム▶イベント・観光・産業▶商工業▶創業者支援事業補助金)からダウンロードできます

※申請受付は、4月1日(水)から先着順で行い、予算額に達した時点で締め切ります

はり・きゅう施術券を交付します

申 問 国保年金課国保係、医療・年金係(本館1階) ☎72-2111

市は、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人の健康増進のため、はり・きゅう施術券を交付しています。交付を希望する人は、窓口で申請してください。

持参物 被保険者証、印鑑

※令和元年度の施術券(桃色)の有効期限は、令和2年3月31日(火)です

治療院一覧

治療院名	住 所	電話番号
大坪はりマッサージ療院	寺福童859-26	72-7523
重松鍼灸マッサージ療院	祇園一丁目13-13	72-6887
高松鍼灸治療院	八坂556-2	72-6235
山崎針療院	三沢4225-354	75-0502
枝村鍼院	大保1629-1	73-3969
正健堂治療院	上岩田1305-1	72-1807

助成額

国民健康保険 1,200円

後期高齢者医療 1,200円

※自己負担分は、施術料金から助成額を差し引いた金額です

市民提案型協働事業を募集します

申問 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係 (本館 2階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

6

「市民提案型協働事業」は、小郡市と市民活動団体が協力して、地域の課題を解決するための取組です。それぞれの特性や強みを生かして協働することで、より効果的に事業を進めることができます。

補助対象

次の要件を全て満たす、5人以上の団体

- ・主に小郡市内または小郡市民を対象に実施すること
- ・地域課題の解決につながる事
- ・行政と協働して実施することが妥当であること
- ・市民活動団体の特性や専門性を生かした事業であること
- ・令和3年3月31日までに終了すること

2つの補助メニューがあります

①スタート応援補助金

活動実績
不要

上限
10万円

採択は
1回限り

3件程度
採択予定

②協働事業補助金

活動実績
1年以上

上限
30万円

採択は
最大2回

4件程度
採択予定

令和元年度の市民提案型協働事業に採択された石川さんの声

月1～2回、子どもたちが遊んだり学んだりしながら過ごせる「おごおりこどもひろば」を運営しています。

市民提案型協働事業に採択されたことで、資金面だけでなく、会場の利用や広報でも市の協力を受けられるようになりました。また、子どもたちの様子について情報交換したり、団体運営について相談したりと、市と協働しながら事業を進めています。

これからも、居場所づくりをとおして、地域全体で子どもたちを見守っていきたいです。



おごおりこどもひろば
代表 石川由美子さん

応募方法

必要書類を持参または郵送

必要書類

事業提案書、事業計画書、収支予算書、団体調書、構成員名簿、直近1年間の事業実績報告書

応募締切

4月20日(月)必着

詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は、次の場所で取得できます。

- ・コミュニティ推進課窓口
- ・生涯学習センター
- ・各校区コミュニティセンター
- ・小郡市ボランティア情報センター(あすてらす内)
- ・市ホームページ
(くらし▶コミュニティ推進▶協働のまちづくり▶市民提案型協働事業)

審査スケジュール

提出書類

4月20日(月)までに、郵送または持参で書類を提出してください

一次審査

書類審査

二次審査

4月27日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング審査

採択・実施

補助決定後から令和3年3月末までが補助対象期間です

個別相談会を実施します(要申込)

応募にあたって不安な点や、書類の書き方を相談できます。下記から希望日時を選んで、コミュニティ推進課にお申し込みください。

期 日	時 間	会 場
4月10日(金)	①午後1時30分～ ②午後3時～	市役所本館2階 コミュニティ推進課
4月14日(火)	③午後6時～ ④午後7時30分～	
4月12日(日)	①午前9時30分～ ②午前11時～	ふれあい館三国
4月18日(土)	③午後1時30分～ ④午後3時～	あすてらす